

福生市個別避難計画 Q & A

令和8年7月

目次

1 個別避難計画の作成全般について

1. 個別避難計画は必ず作成しなければならないのですか。
2. 個別避難計画を作成すれば、必ず助けてくれるのですか。
3. 避難行動要支援者名簿とは何ですか。
4. 調査票全ての項目に回答しなくてはならないのですか。
5. 作成した個別避難計画は、どのように活用されるのですか。
6. 個人情報を守られますか。
7. なぜ個別避難計画を作成するのですか。
8. 個別避難計画作成の対象者について教えてください。
9. 個別避難計画に掲載される情報はどのような内容ですか。
10. サービス付き高齢者住宅やグループホームに入所している方は対象者になりますか。
11. 個別避難計画は、どのように保管したらいいですか。

2 支援者について

1. 支援者はどのように決めればいいのですか。
2. 支援者が選任できない場合はどうするのでしょうか。
3. 支援者は同居の家族でもいいのでしょうか。
4. 支援者は個人でなければならないのでしょうか。
5. 民生委員は支援者になることができますか。
6. 担当の福祉専門職（ケアマネジャーや相談支援専門員）が支援者になることはできますか。
7. 支援者の住んでいる場所は、どの範囲まで想定していますか。
8. そもそも行政（警察や消防）が救助に行けばいいのではないですか。近隣の方を支援者に選定する必要はあるのでしょうか。

1 個別避難計画の作成全般について

1	個別避難計画は必ず作成しなければならないのですか。
回答	必ず作成しなければならないものではありません。ご本人やご家族の同意のもとに作成するものになりますが、災害時又は災害発生の恐れがある場合の避難支援の実効性を高めることが期待されるため、自主避難が可能な方やご家族からの支援で避難が可能な方以外は、可能な限り作成をお願いしているものです。

2	個別避難計画を作成すれば、必ず助けてくれるのですか。
回答	個別避難計画を作成することで、地域や支援者の共助意識は高まりますが、必ずしも支援を保証するものではありません。また、支援者ができる範囲で支援を行うものであり責任や義務を負うものでもありません。

3	避難行動要支援者名簿とは何ですか。
回答	高齢や障害などの理由により、ひとりで避難することが難しく、第三者の支援が必要な方のうち、避難支援等関係組織（消防署、警察署、民生・児童委員、自主防災組織の代表者、消防団等）への情報の共有に同意し、福生市避難行動支援希望者登録台帳に登録している方の名簿の事です。

4	調査票全ての項目に回答しなくてはならないのですか。
回答	災害時の避難の際の計画となるため、可能な限り回答をお願いいたします。

5	作成した個別避難計画は、どのように活用されるのですか。
回答	個別避難計画は支援者の人数分送付させていただきます。支援者との共有をお願いいたします。必要に応じて今後、避難支援等関係組織（消防署、警察署、民生・児童委員、自主防災組織の代表者、消防団等）に共有する予定としています。避難訓練に活用するなど、計画の実効性を高めていきたいと考えています。

6	個人情報を守られますか。
回答	作成した計画の個人情報は、避難支援等関係組織（消防署、警察署、民生・児童委員、自主防災組織の代表者、消防団等）以外には公開されません。避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報提供を受けた支援者等は、知り得た情報を漏らしてはならないと災害対策基本法に「秘密保持義務」が規定されております。

7	なぜ個別避難計画を作成するのですか。
回答	近年多発している自然災害において、高齢の方や障害を持つ方が被害に遭う割合が多いことから、あらかじめ「避難場所」や「避難方法」、「避難等を支援する方」を決めておくことで、避難や安全確保の可能性を高めるために作成します。

8	個別避難計画作成の対象者について教えてください。
回答	次の①～⑥のいずれかに該当する方が対象者です。 ① 75 歳以上のみの世帯に属する方 ② 身体障害者手帳（1 級～2 級、ただし視覚障害又は聴覚障害は3 級～6 級も含む。）をお持ちの方 ③ 愛の手帳をお持ちの方 ④ 精神障害者保健福祉手帳（1 級～2 級、ただし単身世帯は3 級も含む。）をお持ちの方 ⑤ 介護保険の要介護認定（要介護3～5、ただし単身または世帯を同じくするものが75 歳以上の場合は要介護1～2 も含む。）を受けている方 ⑥ その他市長が必要と認める方

9	個別避難計画に掲載される情報はどのような内容ですか。
回答	個別避難計画には次の内容が掲載されます。 ① ご自身の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、避難する際に必要な支援の内容 など ② ご自身が避難する場所、避難場所までの経路 など ③ 避難等を支援いただく方（支援者）の氏名、住所、連絡先、できる支援の内容 など

10	サービス付き高齢者住宅やグループホームに入所している方は対象者になりますか。
回答	計画作成対象者は、在宅で生活をしている方を対象としますので、サービス付き高齢者住宅や障害のグループホーム等の施設を利用されている方は個別避難計画の作成対象はなりません。

11	個別避難計画は、どのように保管したらいいですか。
回答	非常持出品と一緒に保管するか、冷蔵庫の扉に貼るなどわかりやすい場所に保管してください。 また、必要に応じて個別避難計画を印刷し、ご家族、支援者となっている方と共有いただくなど、ご活用ください。

2 支援者について

1	支援者はどのように決めればいいのですか。
回答	支援者は、できるだけ迅速に対応し、対象者に避難行動を促すことが重要です。したがって、家族や近親者、隣近所の顔見知りの方など、なるべく身近な方々に、了解を得たうえで支援者になっていただくことが望まれます。 また、この制度は、地域による助け合いという共助の精神に基づくものであるため、支援者への依頼は、ご本人やご家族からご依頼いただくことが基本となります。

2	支援者が選任できない場合はどうするのでしょうか。
回答	支援者については、親族に限らず、友人や知人、近隣のお住まいの方など、避難支援の内容に応じて幅広く検討いただいて構いません。検討をしたにもかかわらず支援者を選任できない場合は、同意をいただいたうえで担当者が地域の関係者等に相談し、支援いただける候補者を選定できるように努めます。

3	支援者は同居の家族でもいいのでしょうか。
回答	同居の家族の方も支援者として安否確認や避難誘導していただけますので、支援者として選任できます。

4	支援者は個人でなければならないのでしょうか。
回答	支援者は個人である必要はありません。組織や団体を支援者として登録することも可能です。最終的に支援者が見つからない場合は、組織や団体に担っていただくことができないかの依頼をしていくことも想定しています。

5	民生委員は支援者になることができますか。
回答	民生委員本人が可能であると判断すれば支援者になっていただくことは可能です。ただし、各地区の民生委員が複数の方の支援者を引き受けてしまうと、多くの負担となりますので、積極的な考えではありません。民生委員が支援者を引き受ける場合は、「民生委員」として引き受けるのではなく、近隣のつながり等の中で、あくまで「個人」として引き受けることが望ましいと考えます。そのため、「個人」として依頼をしていただくことが基本となります。

6	担当の福祉専門職（ケアマネジャーや相談支援専門員）が支援者になることはできますか。
回答	災害時や災害発生の恐れがある際に、福祉専門職の方が個々の利用者に声掛けや避難支援を行うことは限界があると考えられることから、積極的な考えではありません。一方、災害発生時に事業継続できる場合には、可能な範囲で個別訪問や電話等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況を把握することが望まれますので、安否確認等について福祉専門職が可能であると判断される場合は、支援者となることを妨げるものではありません。

7	支援者の住んでいる場所は、どの範囲まで想定していますか。
回答	遠方者であっても避難を促す伝達や安否確認は可能であると想定していますので、市外在住者でも支援者になることは可能です。ただし、避難支援や状況把握の観点から、1人以上は近隣（市内）の支援者を選定することが望ましいと考えます。

8	そもそも行政（消防や警察）が救助に行けばいいのではないですか。近隣の方を支援者に選定する必要はあるのでしょうか。
回答	大規模災害時には行政も被災し、すぐに避難支援にかけつけることができません。また、インフラの早期復旧や二次災害（火災等）の防止に努める必要があるため、行政の支援には限界が生じてきます。実際に、過去の全国の災害事例をみると、救助された方の8割ほどは近隣住民による救助でした。そのため、共助の一環として、平常時から要支援者の情報を共有し、地域での避難支援の実効性を高める取り組みが必要です。

【問合せ】

福生市 福祉保健部 社会福祉課 福祉総務係

電 話：042-551-1522（直通）